

～なまらわかりやすい～

# 協議会(自立支援協議会)

地域力UPのための仕掛け



## <この冊子について>

この『～なまらわかりやすい～協議会』は、平成24年度の北海道相談支援従事者研修副読本『なまらわかりやすい北海道の相談支援』の改訂作業の途中経過から生まれた冊子です。『なまらわかりやすい北海道の相談支援』では正味4ページ程しか協議会の章はありませんが、その4ページのもとになっているのが、この『なまらわかりやすい協議会』の冊子です。

その後、平成25年の「障害者総合支援法」の施行に合わせてさらに改定した内容になっています。

## <用語について>

「障害者総合支援法」の施行により、これまで使用していた用語の整理が必要になった部分があります。この冊子では最低限の用語の整理として、次の3つについて整理しています。

### 用語整理

自立支援協議会 ⇒ 協議会

個別支援会議 ⇒ 相談支援会議

サービス調整会議 ⇒ サービス担当者会議

※会議について詳しくは、10ページでご確認ください。

ただし、引用文中の記載については、「個別支援会議」や「自立支援協議会」という表現のまま記載している箇所があります。「個別支援会議」については「相談支援会議」と読みかえが必要となります。



<目次>

はじめに～協議会	3
制度上の位置づけ（協議会の法的根拠）	4
協議会が「新しい文化」と言われるわけ	6
相談支援会議から協議会へ課題の報告	8
協議会の6つの機能	11
協議会の組織	17
個別のニーズから地域課題の抽出	19
地域課題の整理と分析	25
地域の支援体制の整備（地域課題の解決）と障害福祉計画との連動	33
おわりに～あらためて協議会とは	40
おまけ～それでも協議会が上手くいかないと思ったら	42



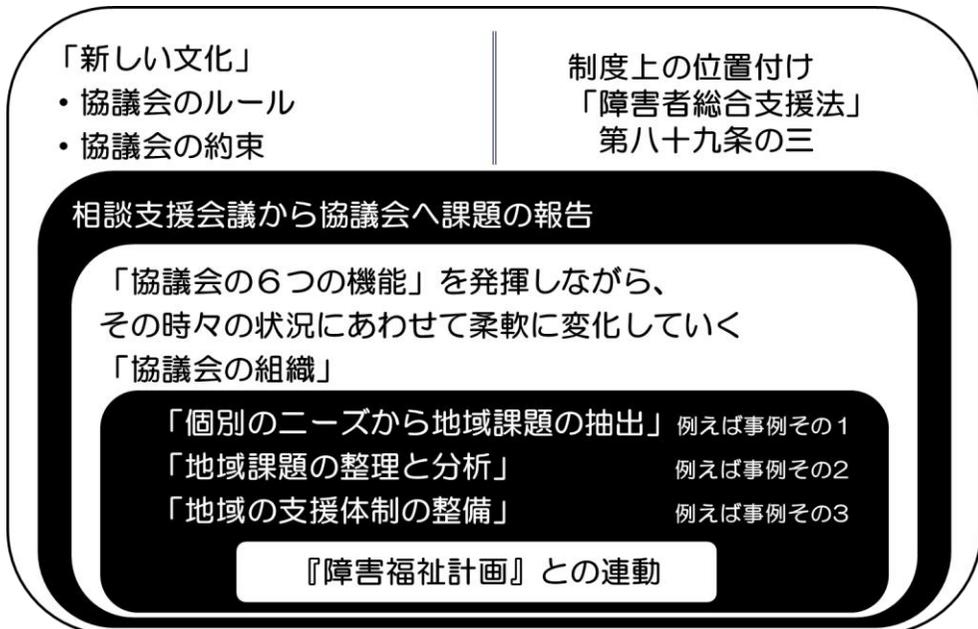
## はじめに～協議会

これまで家族と施設の支援が主であった障がい者の生活は、本人意向中心の地域生活に向かおうとしています。協議会は、その方向を現実のものとするために法的に位置づけられたともいえます。“障がい者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる”こと、これが大きな目的です。

そこで何を置いても、まず障がいのある方個人の方々の具体的な支援が協議会の土台になります。これを抜きに協議会はありません。個人の方々の支援から浮かび上がってきた課題を中心に、情報の共有や支援方法の検討、必要な資源の運用や開発等が協議されます。

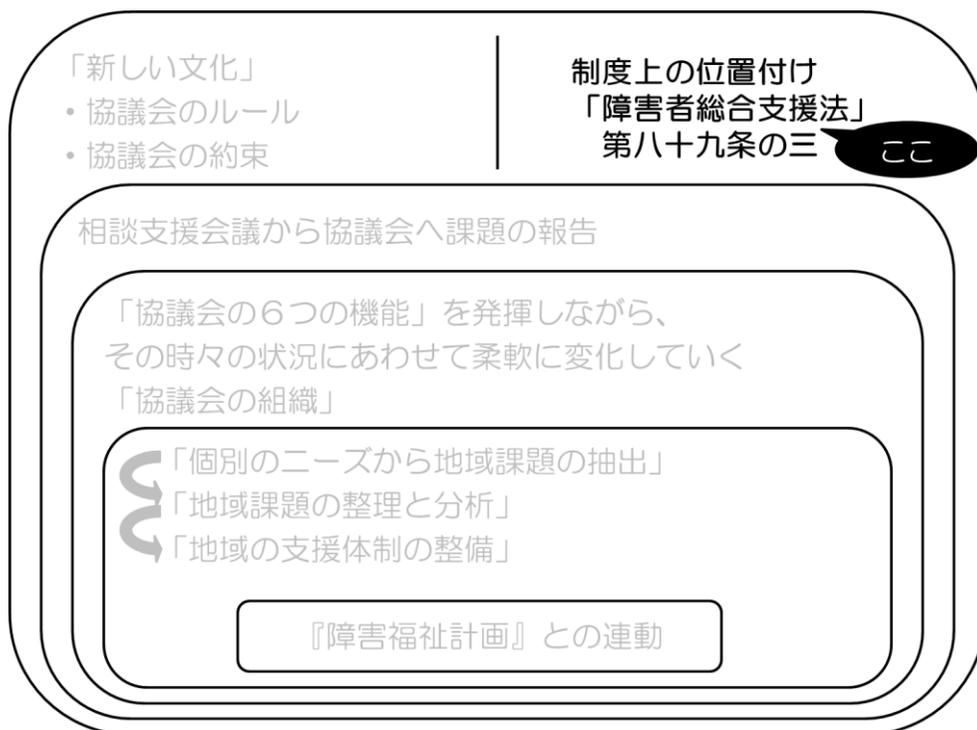
このように、「協議会」は、障がい者が地域であたりまえに生活できる支援体制について関係者が協議する場です。個別支援（小さなケアマネ）から、どのように地域としての課題を抽出し、地域全体で共有し、どう解決するかを地域なりに考える「地域力アップのための仕掛け」です。

この『～なまらわかりやすい～協議会』では、次の図を協議会の全体像とした上で、協議会の役割と、その役割を実行するために必要な条件を“なまら”分かりやすく説明していきます。



**役割** のために **条件** が必要となる。

## 制度上の位置づけ（協議会の法的根拠）



「障害者総合支援法（正式名称／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の第89条の3などによって、協議会は明確に法的に位置づけられました。どのまちにも協議会が必要です。「自立支援協議会」を「協議会」と改め、名称の付け方も柔軟になりました。

以前は協議会の位置づけが曖昧だったかもしれません。ただ、制度が変わり、今ある協議会も変える必要があるかもしれません。「障害者総合支援法」上の協議会についての規定は次の通りです。

協議会の目的は「障害者等への支援の体制の整備を図る」。協議会の本来の役割は①「個別のニーズから地域課題の抽出」と②「地域の支援体制の整備」で、その間に必要な「地域課題の整理と分析」や、第一歩となる「相談支援会議から協議会へ課題の報告」と読み替えることができます。これらが実行されるための仕組みと構成員などの条件も協議会には必要となります。

# 障害者総合支援法

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。



障害者総合支援法の条文によると  
協議会の“目的”は、  
「障害者等への支援の体制の整備を図る」

障害者総合支援法の条文を読み替えると  
協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図る

- ・ 相談支援会議から協議会へ課題の報告

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有

- ・ 個別のニーズから地域課題の抽出

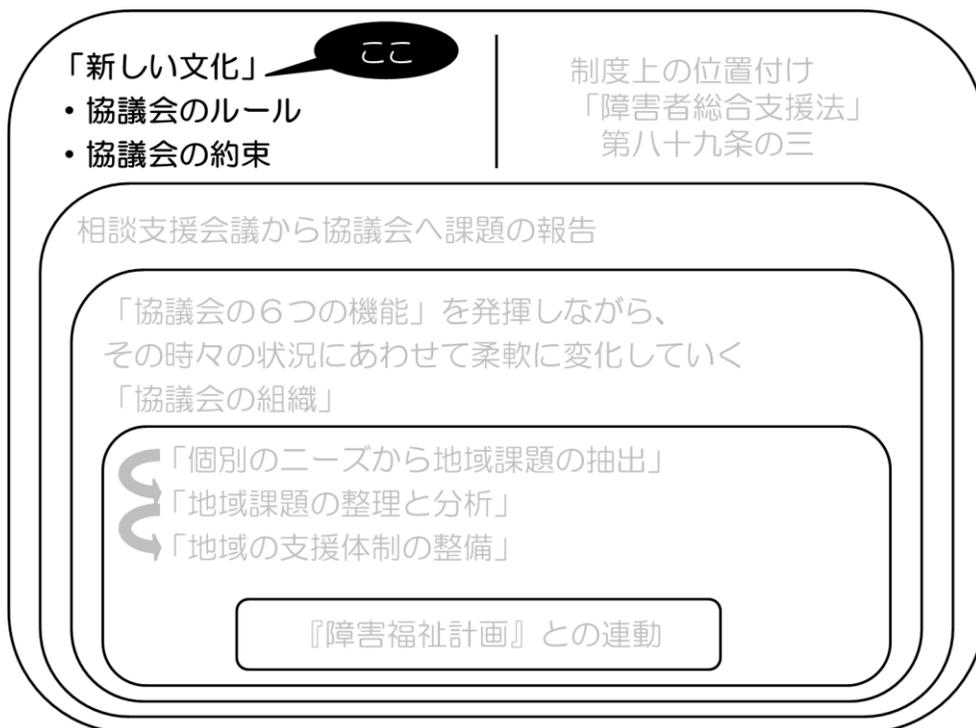
関係機関等の連携の緊密化を図る

- ・ 地域課題の整理と分析

地域の実情に応じた体制の整備

- ・ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

## 協議会が「新しい文化」と言われるわけ



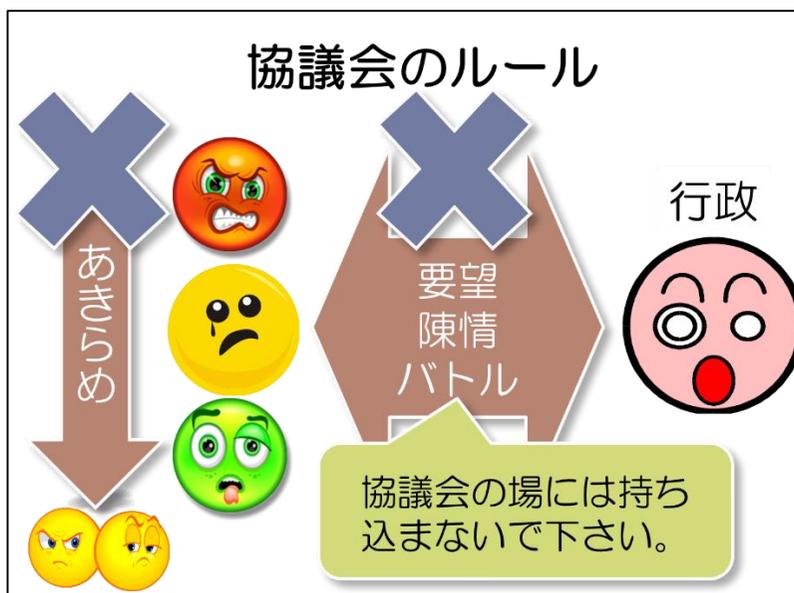
協議会は、新たに導入された仕組みです。しかし、少なくともそのねらいとしているところを見れば、必ずしも新しい事柄を問題としているわけではありません。一見「新たに」導入されたように見える協議会は、それが扱おうとしている問題が新しいのではなく、過去から継続している「普遍的な問題」～障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる～への対処方法、実践手法が「新たに」位置づけられたといえます。

協議会が「新しい文化」と言われるのは、一言で言ってしまうと「官民協働でまちづくりをしていく場」だからです。これまでの官（行政）と民間の関係性はえてして、民間が行政に要望や陳情を行い、時に対立しながら、なかなか一致点を見いだせずに進まなかったかもしれません。あるいは「どうせ行政に言っても無駄だ」とあきらめていたかもしれません。

協議会はこうした「古い文化」から決別して、官民協働の「新しい文化」を持ち込もうとしています。行政と民間の間を要望や陳情でつなぎ対立構造を作るのではなく、行政も民間も協議会の中では、自分も相手も“尊重”しながら、協議会に参加する1人ひとりの構成員として“対等”で、話し合いの内容につ

いては“守秘”義務が守られる。この環境の中で、今までになかった新しいものを生み出していくための“柔軟性”と“創造（想像）性”を発揮しあえる場が協議会です。

まずこのルールと、官民お互いのメリット～協議会という公式な場で協議した結果が持つ重みなど～を確認し合いながら、「新しい文化」に慣れていくことから始める必要があります。



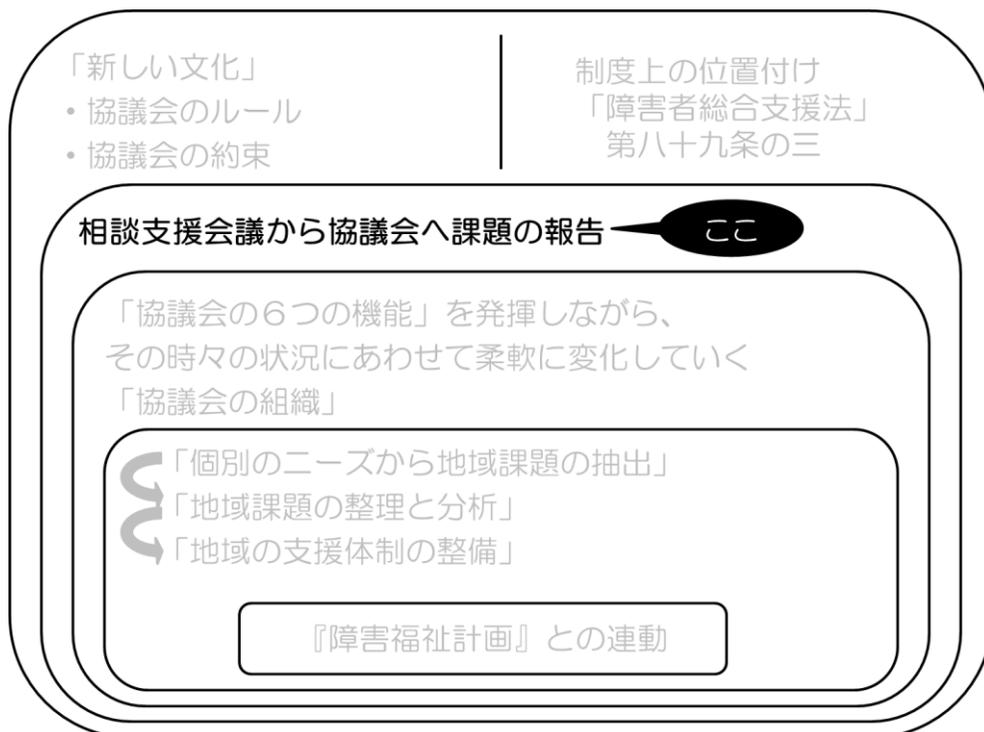
### 協議会の3つの約束+α

- 尊重  
– 自分の事も相手の事も
- 対等  
– 1人の参加者として
- 守秘  
– 安心して話せるために

「慣れ」も重要な要素です。

- 柔軟性と、創造（想像）性で勝負！！

## 相談支援会議から協議会へ課題の報告

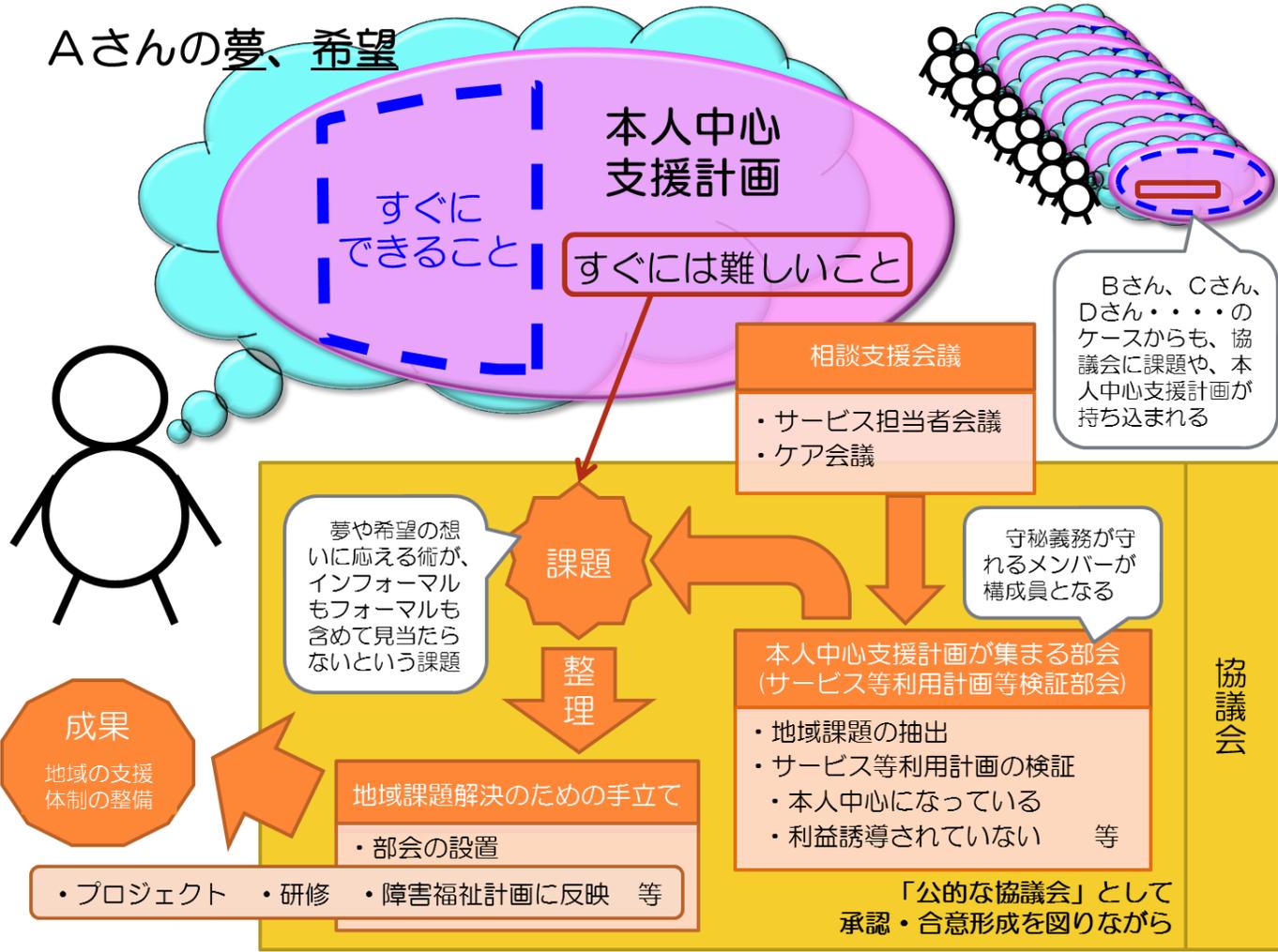


日々、本人中心の相談支援活動が行われていく中で、Aさんの夢や希望に近づくことができる内容は、相談支援会議で共有されながら、本人中心支援計画に盛り込まれ実行されていきます。ただし、夢や希望に応える術が、インフォーマルもフォーマルも含めて現状では見当たらない場合は、個別ニーズから抽出された課題として相談支援会議で確認され、協議会に報告されます。

この事はAさんに限らず、Bさん、Cさん、Dさん…のケースからも同様に行われます。こうして、一つひとつ課題の抽出からはじめ、解決すべき地域課題を明確にし、地域の支援体制は、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん…の夢や希望に応えられるような地域づくりをするという具体的な目的を共有していくこととなります。

同時に、サービス等利用計画が作成される場合は、本人が中心になっているかや、特定の事業者に利益誘導されていないかなどを検証する必要があります。協議会を、このサービス等利用計画の検証の場としても位置づけることが重要です。これによって、相談支援事業も検証され相談支援体制の質の向上につながっていきます。

Aさんの夢、希望



Bさん、Cさん、Dさん・・・のケースからも、協議会に課題や、本人中心支援計画が持ち込まれる

## ～相談支援会議について～

実際の現場ではケース会議、カンファレンスなどいろいろな呼び名がありますが、北海道の相談支援従事者研修では、本人中心支援計画に係る会議を総称して「**相談支援会議**」と定義し、以下のように分類しています。

### 相談支援会議

#### ① サービス担当者会議

本人から合意を得た本人中心支援計画に基づいて、支援者が顔を合わせ、具体的な支援を実現させるための調整の場です。

#### ② ケア会議

支援の調整を終えて、本人中心支援計画を実行（または変更）する準備が整った段階で、本人と支援者が集まり、それぞれの役割分担の確認と本人の応援の励ましをする場です。

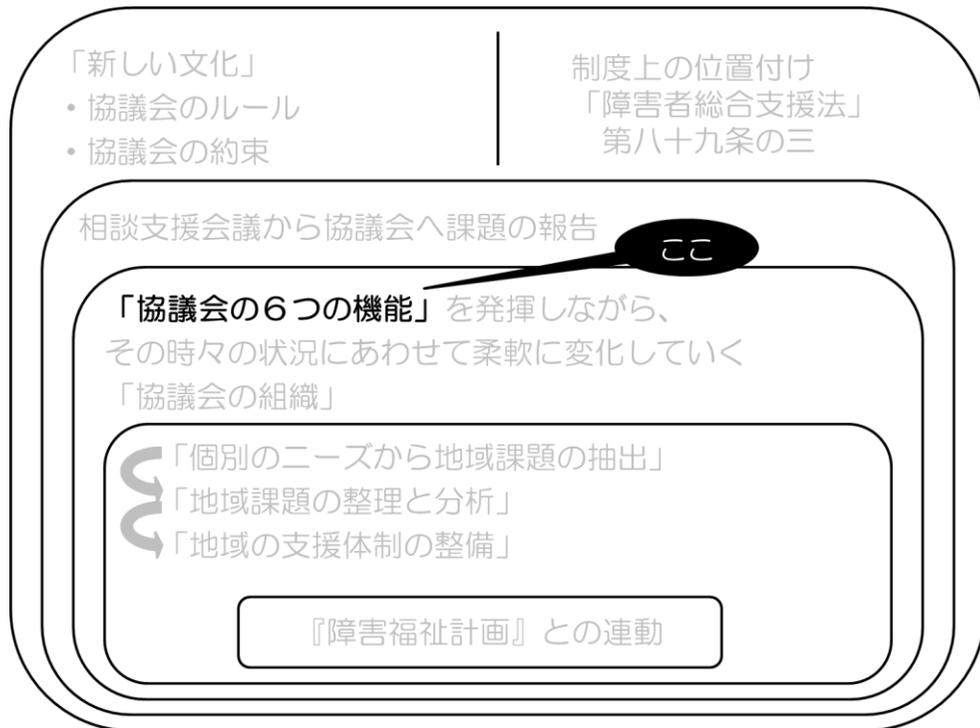
北海道ではケア会議には必ず「本人」が参加するとしています。

⇒この相談支援会議で、本人の夢や希望があるのに、現状では「すぐには難しいこと」があれば、「応える術が見当たらない課題」として確認され、協議会へ報告される。

#### ※個別支援会議

障害福祉サービス事業所における個別支援計画の作成のために、本人や関係者との調整、確認を行う会議を個別支援会議と呼びます。

## 協議会の6つの機能



## 一般的な協議会の機能

情報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難事例への対応の在り方を情報共有</li> <li>・ 地域の諸情報を共有する</li> </ul>
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の関係機関によるネットワーク構築</li> <li>・ 地域支援力を高めるための役割分担と調整</li> </ul>
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域診断</li> <li>・ 地域の社会資源の開発、改善</li> </ul>
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員の資質向上の場として活用</li> </ul>
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する取り組みを展開する</li> </ul>
評価機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価</li> <li>・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価</li> <li>・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用</li> </ul>

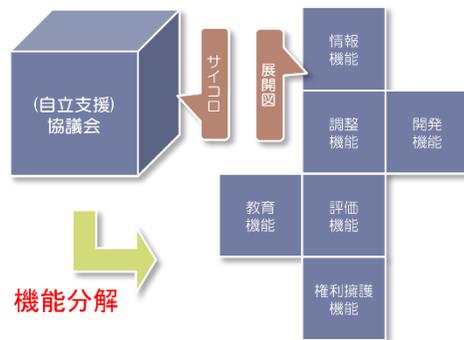
○ 6つの機能

協議会の機能については、当初より**6つの機能**が示されてきた(「自立支援協議会の運営マニュアル」(日本障害者リハビリテーション協会))。この機能は、協議会が本来行うべき「個別のニーズから地域課題の抽出」と「地域の支援体制の整備」について**機能分解**的に提示したものである。

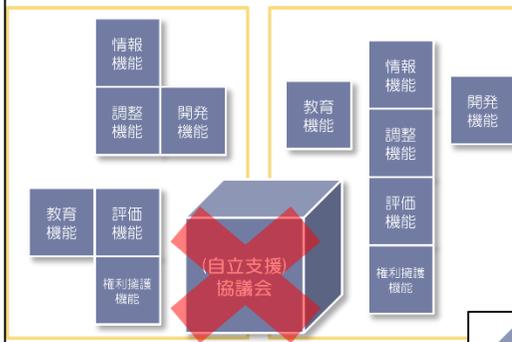
「地域自立支援協議会活性化のための事例集」 14 Pより / 北海道地域ケアネットネットワーク

協議会の運営を考えると、6つの機能すべてを果たすのは難しいと思うことがあるかもしれません。また、いくつかの機能だけを果たそうと思うかもしれません。ですが、上の文章をよく読んでみると、協議

「協議会」と「6つの機能」をサイコロに置換えられるかも・・・



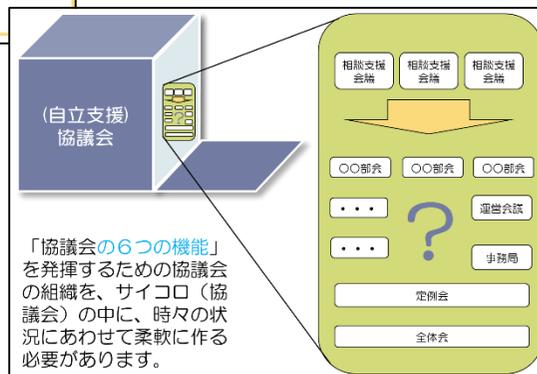
「6つの面(機能)」をバラバラにすると「サイコロ(協議会)」にはならない!



会が本来行うべきは、①「個別のニーズから地域課題の抽出」と②「地域の支援体制の整備」だと書いています。

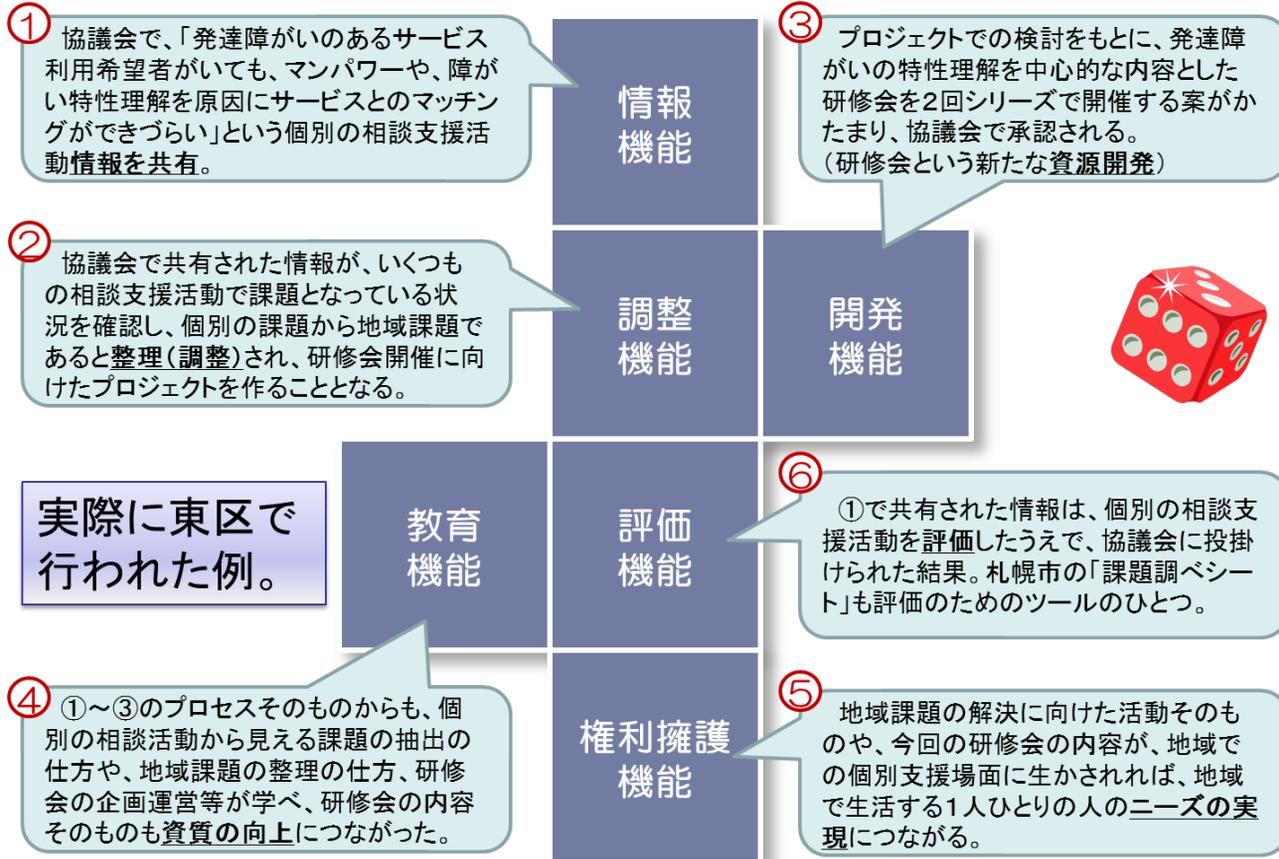
だとすれば、6つの機能は切り離せるものではなく、①と②が実行されていけば、おのずと6つの

機能も果たされると読みかえることができます。そして①②と6つの機能を最大限に発揮するための協議会の組織を、その時々状況にあわせて柔軟につくる必要があります。札幌市東区の実例の事例でこのことを確認してみます。



「協議会の6つの機能」を発揮するための協議会の組織を、サイコロ(協議会)の中に、時々状況にあわせて柔軟に作る必要があります。

# 地域課題:「ヘルパーの人材確保とスキル向上」



協議会の6つの機能についてあらためて確認していきます。

### ○情報機能

地域で力を合わせるネットワークをつくるために、事業所やあらゆる社会資源（障がい福祉分野にとらわれない）の情報を広くお互いに知りあいます。

自分たちが  
住むまちの  
ことを知る

そのうえで相談支援活動から、このまちで暮らす一人ひとりの希望や想いや夢に関して、「でも、その思いなどに応えられていない現実は無いか？」という情報を報告し共有します。そうすることで、協議会でいう「困難事例」とは、「支援者が困っている事例」というより、「思いなどに応える術がない事例」であることに気づくことができます。

情報機能により、情報を一部に潜在化させてしまうのではなく、まちの中の情報をまち全体に顕在化させることができます。

### ○調整機能

個別のケースから確認された課題を吸い上げ、明らかに環境側に課題があることや、いくつものケースから課題とされていることなどを地域課題だと整理（調整）をします。

自分たちが  
住みやすい  
まちを考える

そのうえで地域課題の優先度・緊急度や、取り組みやすさなどから、対応すべき課題に優先順位をつけて、部会（やプロジェクト）の設置や、イベント、研修会の開催など、地域課題にどのように取り組むかの役割分担（調整）をします。そうすることで、まちで取り組むべき事柄が明記される『障害福祉計画』への意見反映や進捗状況確認も違和感なく行えるようになるはずです。

調整機能により、障がい福祉の分野を越えたネットワークで地域課題について、対応策の共有化を図ることができます。

## ○開発機能

優先度や緊急度はもちろんですが、初期段階では「成果が見えやすいもの」も意識しながら、必要に応じて部会（やプロジェクト）で事前の調査や新たな社会資源の**開発**、今ある社会資源の改善について検討します。

自分たちが  
住みやすい  
まちをつくる

開発機能で、地域課題解決のために必要な社会資源の**開発**・改善が行われれば、誰もが暮らしやすい地域づくりが一步ずつでも前進し、同時に協議会の中で成功体験として共有されれば、協議会はもとより、まち全体のモチベーションアップにもつながります。

## ○教育機能

個別のケースから確認された課題を地域課題として整理するプロセスや、地域課題に優先順位をつけるプロセス、部会

自分たちが  
高めあいながら  
まちをつくる

（やプロジェクト）設置と検討などのプロセス、『障害福祉計画』に意見が反映されるプロセス、社会資源開発・改善のプロセス、権利擁護の仕組みづくりのプロセス、相談支援の中立公平性を検証するプロセス等々、協議会で進められる様々な事柄そのものが、構成員のスキルをあげていく**教育**につながります。

また、地域課題解決に向けた取り組みとしてや、協議会を周知するためなどに研修会が開催されれば、研修会の内容も更なるスキルアップ（**教育**）の機会となるのが教育機能です。



## ○権利擁護機能

**権利擁護**はノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンという“2つの概念のもとに”を前提とします。そのうえで、個別には地域で生活する一人ひとりのニーズを実現するプロセスにきちんと向き合うことができるようにしていくこと、大きな仕組みとしては虐待防止や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの権利侵害防止システムを充実させていくことが権利擁護機能です。

誰もが夢や  
希望を持てる  
まちをつくる

## ○評価機能

個人レベルではニーズにサービスが合致しているか、まちレベルではサービスの量だけでなく質の向上について、制度レベルでは、有効性と問題点の現状を**評価**し共有して、進むべき方向を考えることが評価機能です。

常により良くと  
創造しつづける

評価機能の目的は、ダメなところを探して、誰かを批判することではなく、“より良く”です。

## 協議会の機能 ふたたび

情報機能

自分たちが住むまちのことを知る

調整機能

自分たちが住みやすいまちを考える

開発機能

自分たちが住みやすいまちをつくる

教育機能

自分たちが高めあいながらまちをつくる

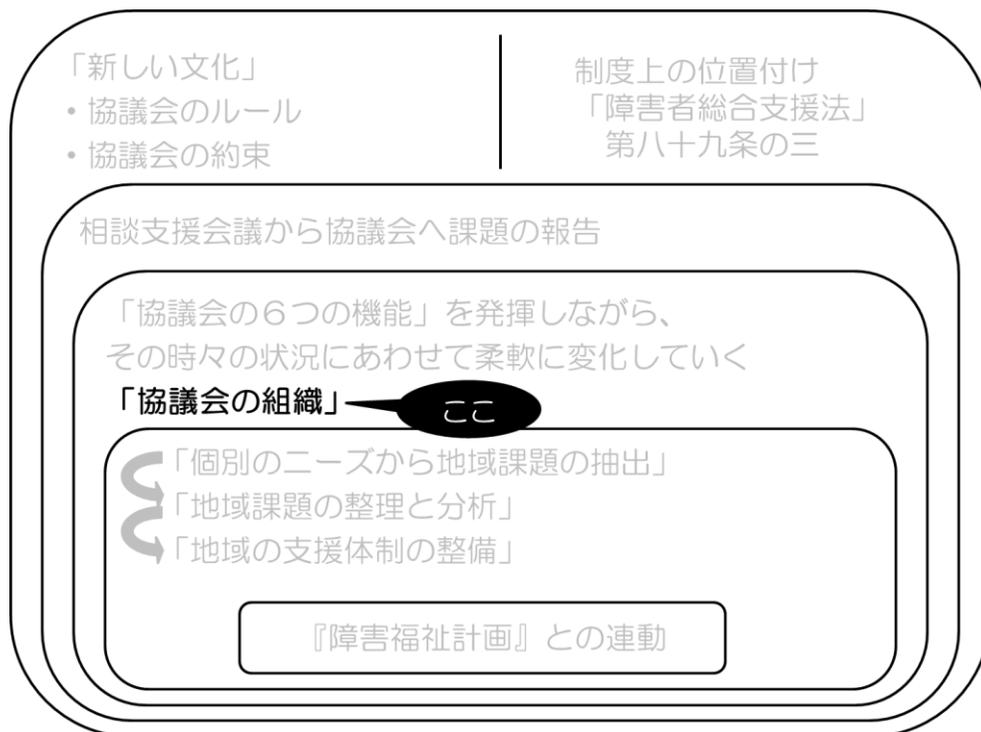
権利擁護機能

誰もが夢や希望を持てるまちをつくる

評価機能

常により良くと創造しつづける

## 協議会の組織

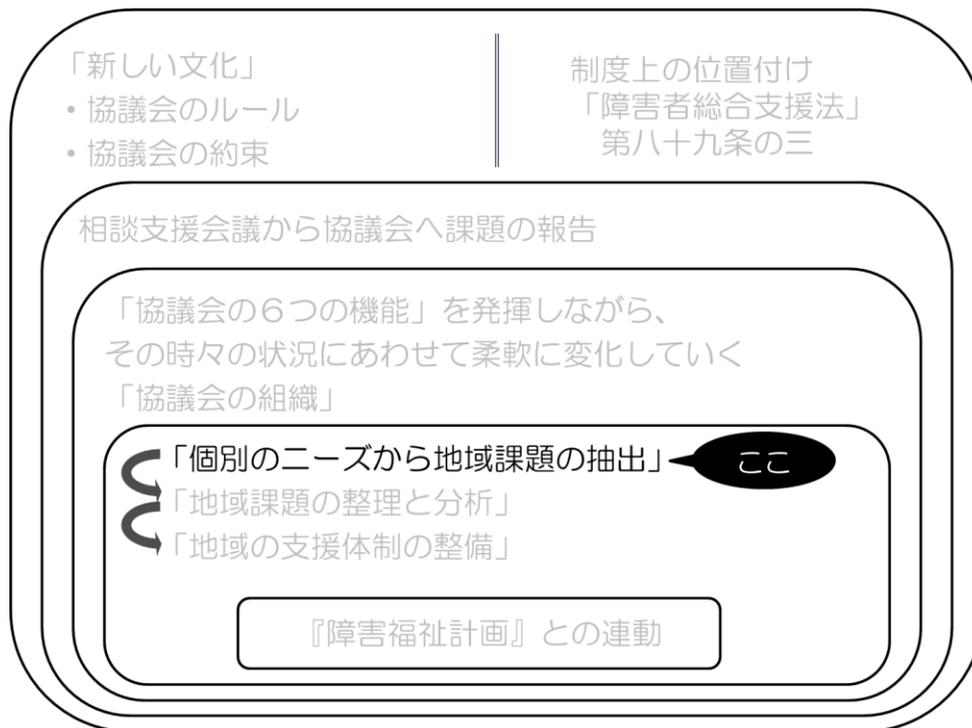


協議会のマニュアル等では次のような組織が示されています。ただし、次の表にある組織をすべて設置すれば良いということではありません。運営会議(事務局会議)がサービス等利用計画等検証部会の目的や内容をあわせて行うことがあるかもしれませんが、領域や地域ごとの定例会としてサブ協議会を設置する場合もあるはずです。

また、自分たちのまちの協議会に照らし合わせたとき、内容や目的はプロジェクトやサブ協議会でありながら、専門部会という名称になっている協議会も珍しくありません。組織の名称に惑わされることなく、①「個別のニーズから地域課題の抽出」と②「地域の支援体制の整備」のために必要な組織を、地域性やその時々状況にあわせて柔軟に考え、変えていくことが大切なのです。つまり、これらの組織は設置すること自体が目的ではありません。

組織		目的・内容	構成員	開催頻度	ポイント
運営会議 (事務局会議)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項や提出資料の調整等、協議会全体の運営について協議する場</li> <li>・運営スケジュールの作成、管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・行政担当</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・必要に応じて地域の中核的なメンバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会や全体会、部会の開催準備に必要な回数。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員が行政と相談支援のどちらかに偏ることのない、バランスのとれた体制で</li> </ul>
部会	サービス等 利用計画等 検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の抽出を行う場。</li> <li>・サービス等利用計画が本人中心になっているか、特定の事業体へ利益誘導されていないかなどの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・行政担当</li> <li>・相談支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回程度定期的に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員は守秘義務が守れるメンバー</li> <li>・地域の規模によって、こども発達支援センターや地域包括支援センターなども</li> </ul>
	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題ごとに議論を深める場</li> <li>・社会資源開発や改善の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題ごとに地域の中核的なメンバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回程度、または必要に応じて随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題ごとに部会を設置する</li> <li>・特定の目的のために一時的に設置</li> </ul>
	プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブック作成、イベントや研修会などの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトに参加の意欲がある関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回程度定期的に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情と必要に応じて設置する●●毎定例会。</li> </ul>
	サブ協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害別、領域別（就労、地域移行、権利擁護…）、地域別等に分野ごとに地域の支援体制（ネットワーク）を検討、評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サブ協議会ごとに地域の中核的なメンバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回程度定期的に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の目的や目標を構成員で共有できていること</li> </ul>
定例会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者からの活動報告</li> <li>・地域の現状・課題等について地域の関係者が情報共有、協議する場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に近いメンバー(実務者レベル)中心</li> </ul>		
全体会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題について、関係機関の代表者レベルや分野を越えた地域の関係者など地域全体で、情報共有・協議・承認する場</li> <li>・施策提案、障害福祉計画進捗確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の代表者レベル中心</li> <li>・分野を越えた地域の関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に2～3回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体会と定例会が一体の場合は、内容や構成員、開催頻度を工夫する必要あり</li> </ul>

## 個別のニーズから地域課題の抽出



個別の事例を通じて出された課題を基に地域の課題を抽出し、定例会等に提案する準備が必要です。この役割は、相談支援会議の中で行われたり、協議会の中で行われる場合もあります。

“個別のニーズから地域課題の抽出”の仕組みの具体例を、次の実際の協議会から確認することができます。

### ○事例その1 T町自立支援協議会（K県）

#### 【ポイント】

- ・人口数千人のまち
- ・定例会を「ガヤガヤ会議」と呼ぶ
- ・活動成果は「わくわくふれあいデー」

【T町自立支援協議会のこれまで】

#### 自立支援法施行後の事業所の戸惑い

- 「就労支援といってもノウハウもない」「日中活動って何から始めればいい？」など、もともと基盤もなく手本もない地域において、事業所は戸惑いを感じ、自立支援法の趣旨がのみこめない状況にあった

#### T町障害者福祉計画策定後の作業部会メンバーのもやもや感

- 作業部会での議論は非常に有意義なものであったが、計画の実現に向けては、課題は見えたが資源はない、具体的に動くイメージがもてない、カベが大きすぎて何から手をつけていいかわからないという状況に陥り、T町が目指す「ともに生き、みんなが暮らしやすいまちづくり」に向かっているのか…、というメンバーのもやもや感に変わっていった
- さらに、現場では事業展開の悩みが解消されず、個別支援のスキルの弱さも課題となっていた

#### 平成 20 年 10 月 「障害保健福祉に関するがやがや会議」開催

- 事業所の戸惑いや作業部会メンバーのもやもやをテーブルにのせるため、「がやがや会議」を開催。作業部会のメンバーを中心に、24名が参加。  
\* 「がやがや会議の5原則」→資料1

#### 平成 21 年 2 月 自立支援協議会定例会として「がやがや会議」開催

- 定例会「がやがや会議」をアイデアや知恵だしの場、全体会を承認の場として位置付ける。

【具体的な活動成果】

#### ①K J法による課題抽出ー

平成 20 年 10 月開催「障害保健福祉に関するがやがや会議」

テーマを「障害保健福祉に関することで気になっていること、こんな生活できたらいいのに…と感じること等思いつくことを出し合いましょう」と設定し、K J法によるグループワークで課題を出し合い、整理した。

#### ②優先順位の決定ー平成 21 年 2 月開催「がやがや会議」

前回のがやがや会議で整理された課題と障害保健対応基準検討会（組織図参照）から見えた課題を以下のとおり提示した。

・町内の居場所づくり	・車いすマップ	・欲しいサービス
・生活訓練の場	・環境整備	・地域の仲間づくり
・衣食住の確保	・実態把握	・ふれあいの場
・教育,心のバリアフリー,障害の理解	・金銭管理の支援	・将来不安
・働く場	・相談支援	・福祉サービス
・収益の向上	・自分らしい暮らし	・学校との連携
・交通の便	・家族のコピーロボット	・勉強会の企画

上記の課題を書き出した表に、参加者各自が取り組みたいテーマを2つ選びシールを貼り、選んだ理由を発表。

結果、一番シールが多かったのが「町内の居場所づくり」。その他の関連する項目も総合して、平成21年度は「日中活動の場・居場所づくり」をテーマに取り組むことを決定。

### ③具体的実施内容の検討－平成21年5月開催「がやがや会議」

事務局より、検討テーマ「日中活動の場・居場所づくり」に関連した3事例（身体障害・精神障害・障害児）を紹介。緊急性が高いこと、住民全体で取り組みやすいこと等の理由から障害児の事例を選択し、「障害児の夏休みの居場所づくり」を検討することとなる。

この事例に関して、「夏休みにいろんな経験をさせてあげたい。居場所があったら…」という思いをかなえるために、①使えそうな資源（人、場所、団体、サービスなど）を出し、②出た資源をつなげて実現できそうな方法を考えてみよう、というグループワークを実施し、具体的実施内容を検討した。

### ④施行事業と振り返り、部会設置へ

平成21年度 施行事業「わくわくふれあいデー」開催（8月／1日間）

メニュー

陶芸、紙芝居読み聞かせ、自由遊び（ボール遊び・塗り絵・輪投げ等）

参加者

児童6名、講師・事務局等13名、ボランティア12名 計31名

11月開催のがやがや会議にて実施後の振り返り。親の会からは人との関わりを持たせたい、いろんな体験をさせてあげたい、参加したボランティアからは疾病や障害の知識を頭に入れておきたい等の意見があがった。継続実施の必要性を認識し、次年度に向けては「長期休暇支援部会」を立ち上げて取り組むこととなった。

## ⑤部会での検討と拡大実施

部会では、具体的な実施内容の検討や先行事例の視察等を行った。また前年度の振り返りをもとに、事前学習も開催された。

平成22年度 「わくわくふれあいデー」開催（7月～8月／10日間）

メニュー

陶芸、流しそうめん、パン作り、かき氷作り、買い物、絵手紙作り、調理（お好み焼き・ホットケーキ）、バーベキュー、プール、自由遊び等

参加者

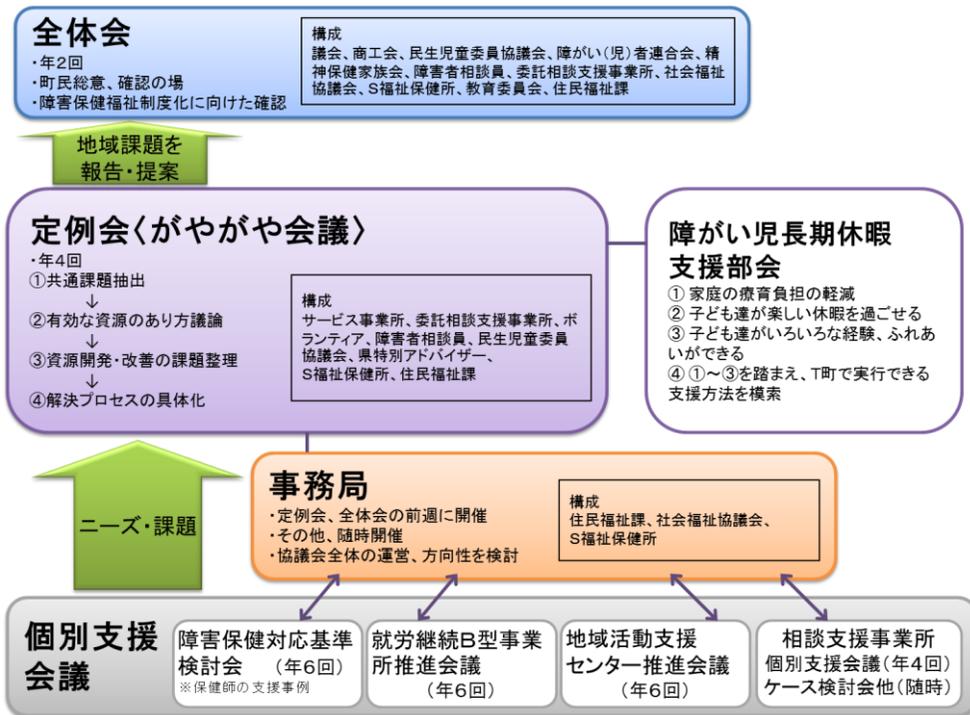
児童延 63名（実人数 10名）、講師・事務局等延 67名、

ボランティア延 116名、プール担当延 26名

延計 272名

協議会メンバーを通じて多くの地域住民がスタッフとして参加。住民に子どもたちのことを知ってもらうことができ、子どもたちにとっても地域とつながりができた。

## 【組織図】



## ガヤガヤ会議の五原則

### 提案歓迎

批判もよいが、提案をしてもよいことが必要

### 思いつき結構

気軽に肩の力を抜いて……夢だかういじやないか

### 言っぱなし、聞っぱなし

発言に責任なし、議論は先送り

### どんな意見も切り捨てない

突飛なアイデアが活きる

### 対面交通

夢をとりまとめ、それを参考にガヤガヤ会議を繰返す。

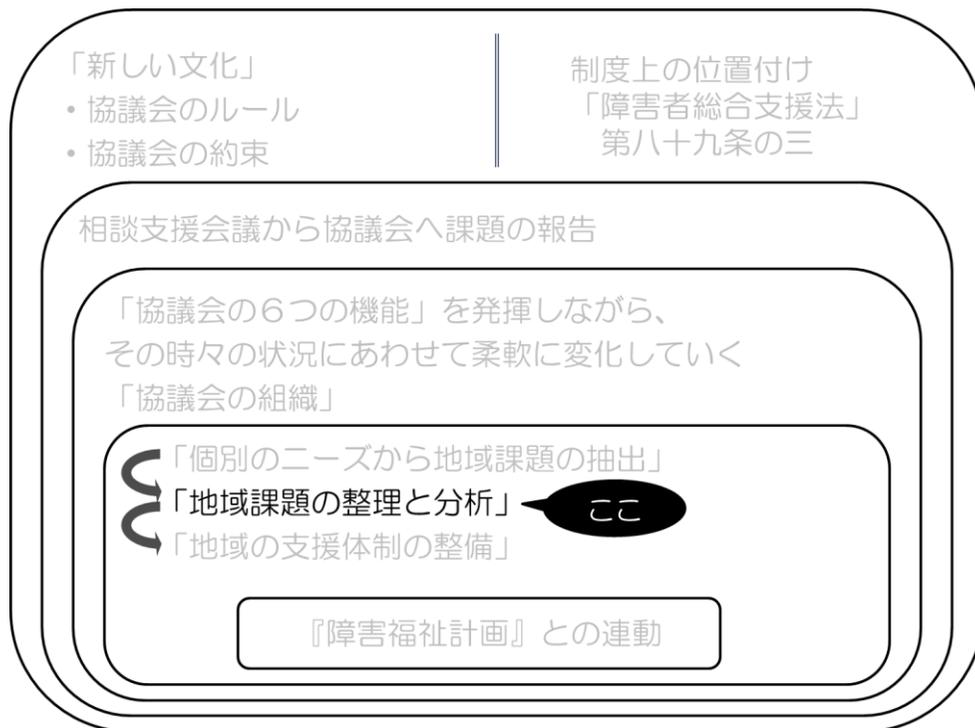
### おまけ

十人十色は難しい。ぐちゃぐちゃに混ぜれば灰色……でも、お互いを尊重しあえば虹色になる。……だからこそガヤガヤ会議は楽しいのだ

(出典「フレイクスル」梶原 拓・日比野 省三 著 講談社)



## 地域課題の整理と分析



地域課題を地域の支援体制の整備へと具体化するために、地域課題の整理と分析を行い、協議会の中で共有されるステップが必要になります。これも協議会で実行されるプロセスの1つです。

“地域課題の整理と分析”の仕組みの具体例も、次の実際の協議会から確認することができます。

### ○事例その2 C市地域自立支援協議会（C県）

#### 【ポイント】

- ・人口100万人弱の政令指定都市
- ・「地域課題報告書」による地域課題抽出

## 【C市地域自立支援協議会のこれまで】

### (1) 立ち上げ・混迷期（平成19～21年度）

- 平成19年12月、主管課長会議資料等を参考に職種を選別して27名の委員を委嘱するとともに、第1回地域自立支援協議会全体会を開催した。
- 組織体制については、年2回開催される全体会のほか、2区毎に設置された地域部会（3部会）で構成し、2層構造としてスタートした。
- 県内においては、就労や地域移行等のテーマ別に部会を設置しているケースが多いものの、市としては、法の理念に基づき、障害種別の枠を超えた情報共有と処遇困難ケースに係る個別支援会議の場として設置することとして、地域部会を設置したことが特徴である。
- しかしながら、全体会と地域部会の関係性が希薄となること等により、全体会が報告会となり形骸化、地域部会が地域の課題を抱えてしまい孤立化する傾向にあった。
- また、「障害の有無にかかわらず地域で生活できる社会づくり」という観点からは、地域の課題に精通する委員が不足しており、潜在的な地域の課題の協議が行われていないという問題が生じてきた。

### (2) 地域部会と全体会をつなぐ組織体制の再編期（平成22年度～）

- 組織体制の再編へのきっかけは、協議会のあり方について委員から意見があったことや、委員の委嘱期間が平成21年度末で満了となること、全市的な附属機関の見直しに伴い平成22年度より無報酬となること等の問題が生じたことによるものであり、改めて、協議会の趣旨やそのあり方を踏まえ、平成22年度より、組織体制の改編と委員構成を見直すこととした。
- 組織体制の改編については、実効的な協議会とする観点から、全体会と地域部会のほか、地域の課題を具体的に協議する「運営事務局会議」を新たに常設して3層構造とするとともに、必要に応じて専門部会を設置できることとした（平成22年1月26日開催「全体会」承認事項）。
- 組織体制の改編にあたっては、相談支援事業者との連携を密にしながら、共に考えるよう努めるとともに、民間委員には個別に趣旨説明・意見聴取の機会を設けることにより、官民の信頼関係の構築に努めることとした。
- 構成委員の見直しについては、地域に根差した地域関係者として、民生委員や障害者相談員を新たに加えることとした。
- 各組織と主な役割、開催頻度は以下の通り。

名 称	主な役割	開催頻度
①全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援事業の検証</li> <li>● 各部会の進捗状況・実績報告の確認</li> <li>● 情報共有の場</li> </ul>	年 1 回
②運営事務局会議 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の課題の整理・分析・協議</li> </ul>	年 6 回 (奇数月)
③地域部会 (3部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処遇困難事例の個別支援会議</li> <li>● 顔の見えるネットワークづくり</li> <li>● 地域の課題の把握・報告</li> </ul>	年 6 回 (偶数月)
【専門部会】 (現在未設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的・集中的な調査・研究・報告</li> </ul>	随時

- 地域部会から運営事務局会議への地域の課題等に関する報告については、「地域の課題等報告書」(様式化)によることとするとともに、重要度や緊急度等の観点から、取り組むべき優先順位を客観的に示すなど、報告事務の円滑化を図るための一定のルールを策定した。
- 運営事務局会議においては、報告されたさまざまな地域の課題等について、問題の本質を追究し、必要な取り組み等について議論することとした。また、地域の課題等を体系的に整理分類化し、理解を深めるために「運営事務局会議中間報告書」を作成して、委員間で共有することとした。なお、「地域の課題等報告書」の様式や提出状況等は以下の通り。

地域の課題等報告書			
タイトル			
提出者	<input type="checkbox"/> C区・M区部会 <input type="checkbox"/> H区・I区部会 <input type="checkbox"/> M区・W区部会 <input type="checkbox"/> ほか( )		
提出日	平成 年 月 日 ( )		
●問題点● ※地域の課題点を整理して記入してください。			
必須			
地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
●課題● ※課題点を解決する具体的な方法と取組メンバー（案）を記入してください。			
任意			
地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
●取組の効果● ※課題に取り組んだ場合に期待される効果を記入してください。			
任意			
地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
必須 優先順位 検討欄  ※採点基準表を参照し て、1～3点を記入する。	重要度		●特記事項●
	緊急度		
	実現可能性		
	取組の効果		
総合評価		0	
※総合評価のみをもって優先順位を決定するとは限りません。			
※参考資料があれば添付してください。			

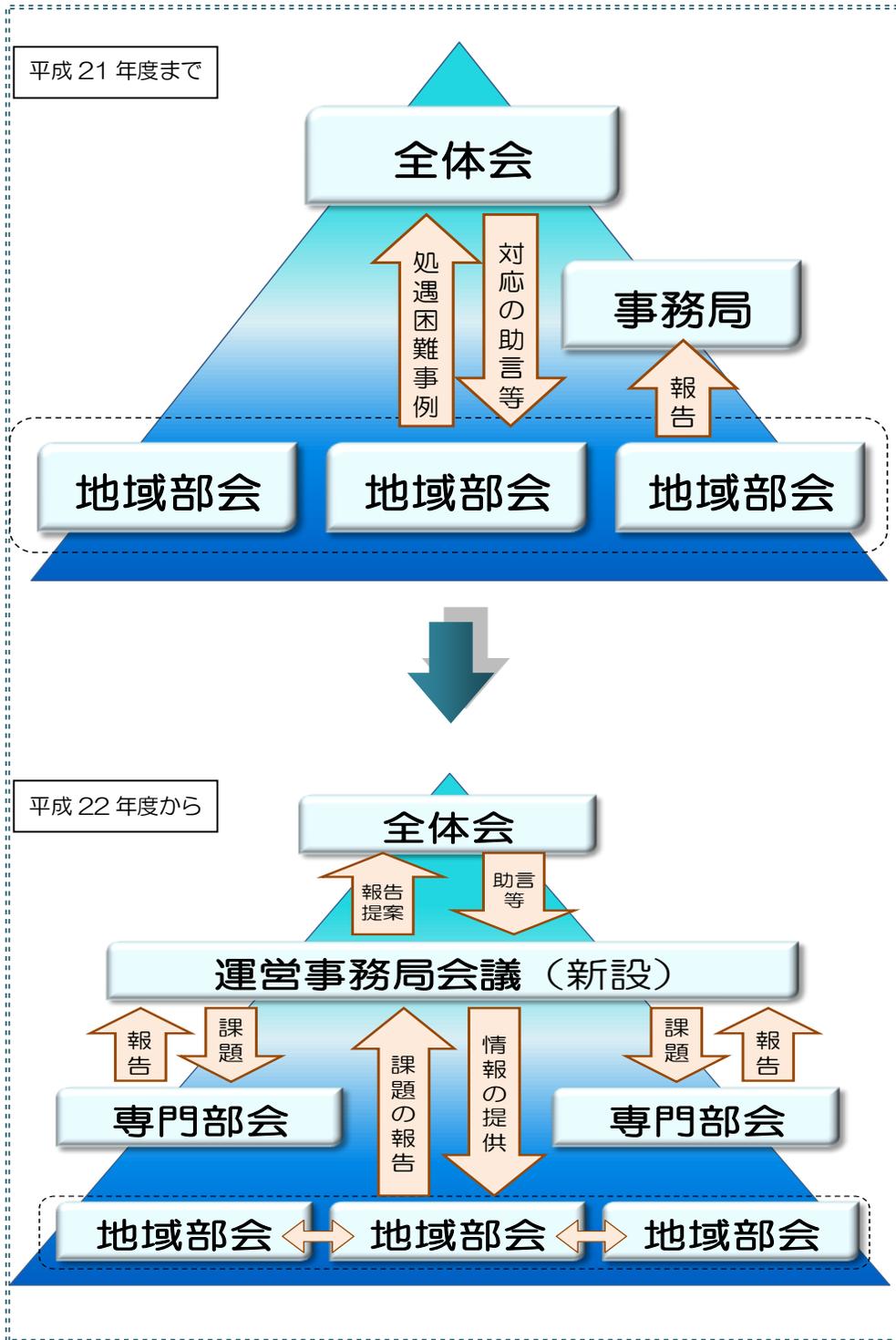
採点基準表（地域の課題等報告書）			
区分	3点	2点	1点
重要度	◆障害者の地域生活の観点から、最重要と思われるもの ◆現状でどうにもならないため、解決しなければならないもの	◆障害者の地域生活の観点から、ある程度重要と思われるもの ◆現状で何とかギリギリしいているが、解決が必要なもの	◆障害者の地域生活の観点から、課題としてあげておきたいもの ◆現状で大きな問題はないが、本質的な解決が必要なもの
緊急度	◆直ちに行わなければならないもの 【短期的】	◆1年以内に行う必要があるもの 【中期的】	◆1年以上の時間をかけて慎重に行う必要があるもの 【長期的】
実現可能性	◆予算や社会資源等を工夫して行えるもの ◆現状の仕組みを利用して対応できるもの	◆予算や社会資源等が十分でないもの ◆現状の仕組みを拡大解釈等して対応できるもの	◆予算や社会資源等がないもの ◆現状の仕組みでは対応が困難なもの
取組の効果	◆障害者全体に効果のあるもの ◆潜在的に困っている障害者にとっても有益なもの	◆限られた障害者(種別や部位、程度等)に対して効果があるもの ◆現在困っている障害者にとっても有益なもの	◆該当する障害者のみに対して効果があるもの ◆一部の困っている障害者にとっても有益なもの
※実現可能性の欄中の「社会資源」には、インフォーマルサービスを含みます。 ※上記基準については、必要に応じて、加除修正を行うことができます。			

NO	タイトル	課題等の概要	提出者	総合評価	協議状況
1	3障害すべてに対応できる相談体制	3 障害すべてに対応できる相談体制の構築のために研修部会を設置。	行政担当課	⑨	×
2	権利擁護や障害者虐待の正しい理解と対応	権利擁護を総合的に議論・整理するために権利擁護部会を設置。	行政担当課	⑧	○
3	利用者と事業者の対等な関係の構築	利用者保護の観点から、関係機関の連携体制を構築。	C区 M区	⑦	△
4	発達障害者の日中活動の場の確保等	発達障害者の日中活動の場の確保と、作業系専門職を配置。	C区 M区	⑧	○
5	教育・警察・司法現場の理解と連携の仕組み	自立支援協議会と他関係機関の協議会等との意見交換の場の提供。	H区 I区	⑦	×
6	障害児の長期休暇中の社会資源の活用	学校と民間が共同実施の取り組みや、ボランティア団体育成の仕組み作り等。	H区 I区	⑩	○
7	GH・CH 支給決定者の短期入所の利用	GH・CH を退去しない短期入所利用の可能性。(法的解釈は?)	H区 I区	⑥	×
8	障害者虐待に係る対応ガイドラインの策定	児童、高齢者と同様に、基本的なガイドラインの策定が必要。	W区 M区	⑩	○
9	介護保険サービスへの移行の問題点について	介護保険法と障害者自立支援法のサービス比較表の作成等。	W区 M区	⑨	○
10	精神障害に対応できる事業所の不足	事業所向けの精神障害の研修や情報交換の機会の提供。	W区 M区	⑨	○
11	民生委員、障害者相談員との連携強化・ネットワーク作り	民生委員等への障害福祉の理解促進と話し合いの機会の提供。	W区 M区	⑧	△

※ 総合評価：重要度や緊急度等の観点から、優先順位を客観的に示すものとして設定した指標。

※ 協議状況：○を直接協議、△を間接協議、×を未協議として示している。

【組織図】



【「東区地域課題報告書」平成 24 年度版（札幌市東区）】

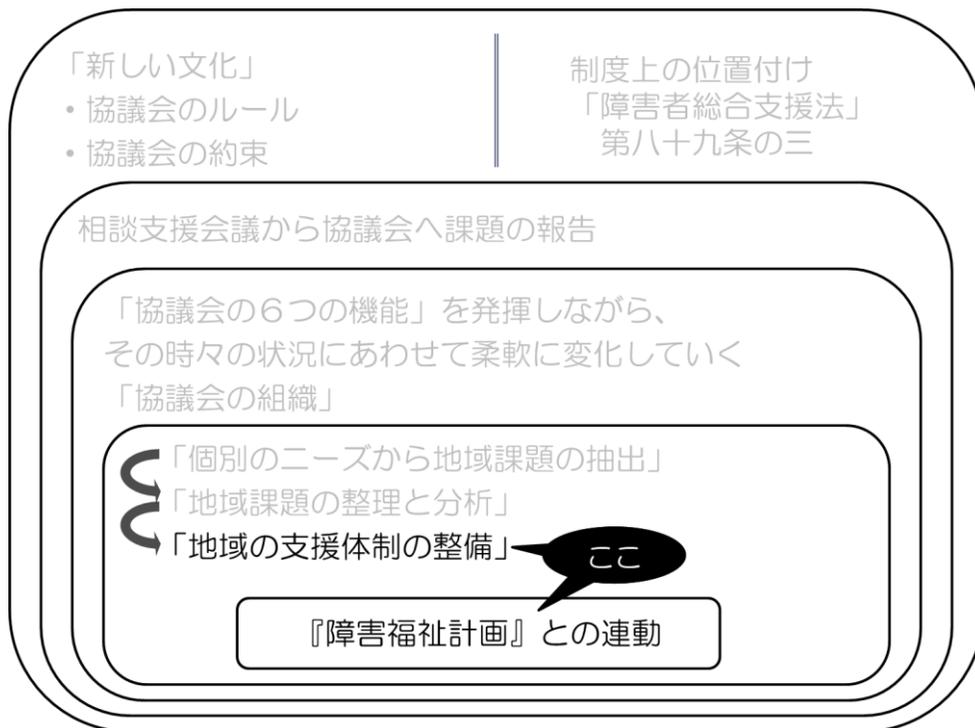
このC市の事例では、区域の地域部会から市域の運営事務局会議への報告の手法が確認できましたが、地域課題への整理と分析について市域で直接行う場合は、C市でいう運営事務局会議が地域課題への整理と分析も行うことになるでしょう。

抽出された課題を、地域課題として整理分析するためのツールとして、札幌市東区の地域部会が次のシートを使っています。このシートは、事務局会議参加メンバー（行政、相談支援、社会福祉協議会）が課題ごとに優先度と実施主体、取り組み案を記載したうえで、東区地域部会としての取り組み方針を検討するためのものです。大きくは、市域の協議会へ報告する地域課題か、区域の地域部会で取り組む地域課題かを区別し、区域で取り組むこととしたものについてはさらに、地域部会に孫部会を設置して調査・検討・提案などを行うか、研修会開催などの一時的な作業チームとしてプロジェクトを設置するかなどを検討します。

また、整理、分析される地域課題については、東区内の相談支援事業所が提出した札幌市の「課題調べシート」のほか、区役所の障がい福祉担当と、東区社会福祉協議会からも提案ができることになっています。

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度			⑦実施主体		課題の進捗状況	
①事例、問題提起、困りごと…	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会	部会	⑧取組提案	⑨経過・結果

## 地域の支援体制の整備（地域課題の解決）と障害福祉計画との連動



今後どのように対応していくかも含めて整理分析された地域課題についての“解決に向けたプロセス”こそが、協議会の本領発揮の場面です。協議会とまち全体で、地域の支援体制の整備（地域課題の解決）の具体的な進捗状況の確認をする必要も出てきます。また、協議会の意見が反映される『障害福祉計画』の進捗状況についても同様です。

“地域の支援体制の整備（地域課題の解決）”と『障害福祉計画』との連動についての具体例も、次の実際の協議会から確認することができます。

### ○事例その3 N市地域自立支援協議会（T県）

#### 【ポイント】

- ・人口10万人強のまち
- ・提言に対する進捗状況についての報告書
- ・会議の目的の明確化と「ケア部会」
- ・自立支援協議会だよりの発行

### 【N市地域自立支援協議会のこれまで】

○平成 20 年に市が要綱を作成し、平成 20 年 3 月に立ち上げた。実際の開始は平成 21 年からである。

○開始時は、部会がなく、全体会で相談支援事業の報告を行っていた。部会を作るにあたっては、各会議の目的を明確にした上で、部会の枠組みを作った。

- 1 現状を把握するために、当事者や相談支援専門員の声を直接聞ける仕組みにする
- 2 市内に大きな社会資源が多くない為、既存の社会資源（大学・サービス提供事業所）が連携をして、一体となって、新たな資源開発を検討できる仕組みにする

→行政が上記を提案し、1 をケア部会、2 を事業所部会とした。

○ケア部会は、月に 1 回の頻度で開催されており、行政窓口、相談支援事業所からのケース報告から、地域課題を整理している。市内の相談窓口のケース報告をするなかで、市内の相談の全体状況を把握することができる。

○ケア部会（地域課題の整理）と個別支援会議の目的を明確に分けていたが、部会ができた当初は、地域課題抽出についての議論にならず、事例検討になっていた。会議の目的が共有されたきっかけは、知的障害を持つ相談者の日中活動についての地域課題が挙がり、平成 21 年度重点課題である生活支援ワーカーの検討が始まったことと、行政担当者が意図的に地域課題についての発言をし、半年ほどで共有された。現在は、事例の提出者が、地域課題と思われることも含めてケース報告をしている。

○事業所部会は、ケア部会で議論された地域課題を、そのまま事業所部会に挙げて、実務的に検討している。

○各年度に、地域課題の実現性（今の人員でできる範囲）・緊急性・効果も考えて、重点課題を 5 つ程度決めている。達成の期限ものせた書類を作成している。達成できなければ、その理由を年度末に全体会で発表する。

【提言に対する進捗状況についての報告書 (平成21年度抜粋)】

平成21年度提言に対する進捗状況について					今後の具体的な取り組み方法の提案		
項目番号	項目		経過・進捗状況(平成21年度上半期) 平成21年10月23日自立支援協議会で報告	経過・進捗状況 (平成21年度下半期)	重点課題 平成22年度中に取り込むこと	中長期目標達成に向けての取り組み	
1	相談支援 体制・連携	相談機関	平成21年度① 市に提出された申請書をケア 部会または事業所部会に報告 し情報を共有していくことで、 サービス利用計画作成やケア マネジメントの手法に役立て る。	ケア部会において定期的に市及び相談機関(東北健康 福祉センター、社協、Y、N地区相談支援センター等) が受理したケースや相談支援内容等を報告し、情報を 共有することで地域の課題を発見することができた。そ の上事業所部会(授産施設、作業所等)において地域 の課題の解決手法について検討してきた。サービス利 用計画の作成まではいっていない。また、身近ですぐ 対応できる支援体制がまだ整っていない。	平成21年度① 上半期同様、市に提出された申請 書をケア部会または事業所部会に 報告し情報を共有していくことで、さ らなる地域課題の掘り起こしや解決 手法を検討できた。かつ、個別困難 ケースの対応がスムーズになっている。	平成22年度① 「(仮称)地区障害者支援センター」及 び「生活支援ワーカー」(別紙参照) 等を活用して個々のケアプランを作成 する支援体制を検討する。	障害福祉サービスを利用する方全員のケアプラン を作成を目指す。
2	相談支援 体制・連携	他機関と の連携		個別の相談ケースから関係機関との連携を図り、ケア部 会において報告されたケースから実態把握をしている状 況である。その中で特に精神に障害をもつ方からの相 談ケースは急増している上、内容は多岐、長期化、広範 囲にわたっている。		平成22年度② 精神保健に関する相談について市保 健師が中心となり、解決できる体制つ くりを検討する。	市保健師、Y、県保健師、教育機関、市障害福祉 係等の役割を明らかにして、連携システムを整え る。
3	障害福祉サービス利 用の円滑化		平成21年度② N地区3市町合同でわかりやす い情報冊子を作成する。また、 介護保険事業者ガイドブックと 同じように事業者紹介を市の ホームページで案内する等市 民にわかりやすく周知して行 く。	N市障害福祉サービス等利用の手引きを作成した。ま た、相談支援充実・強化事業(障害者自立支援特別対 策事業)を活用し、近隣2市1町が協同し、障害者のた めの相談サポートガイドを作成した。	平成21年度② サービス提供事業所、相談支援員 及び行政等において「市障害福祉 サービス等利用の手引き」を活用し て、制度等の周知強化が図れた。	平成22年度追加③ 「(仮称)N市地域自立支援協議会」 をより作成し、障害福祉に関する最 新の情報を発信する。	得た情報がスムーズにサービス利用等につな がっていくようにする。
4	当事者活動			個別の相談ケースに応じて活動の場等を紹介してい る。		平成22年度追加④ 当事者(仲間)間での相談や活動が できるようにピアカウンセリングに関す る研修等を実施する。 平成22年度追加⑤ N市地域自立支援協議会当事者部会 を設置する。	安心して話せる場の開発 当事者部会の活動を充実させる。
5	障害者の 地域生活 の要望の 反映	障害者 (児) の要望の 反映				平成22年度追加⑥ 障害のある方が利用する事業所に出 向き「(仮称)ふれあい懇談会」を開 き、利用者や保護者から直接生の声 として要望、意見等を伺う。	障害者が地域で暮らしやすくなるため要望を市福

## 【具体的な活動成果】

### ○視覚障害者リスト（平成 21 年度重点課題）

- ・視覚障害者リストを作成し、対応可能な協力体制を確立した。

### ○生活支援ワーカー（平成 21 年度重点課題）

- ・生活支援ワーカーは、簡単な相談や居宅介護ほどではない直接支援（手続き、制度の説明、代読）をする。相談員の業務を軽減し、本来業務をしてもらうことが狙いである。雇用型と、無償でボランティアを派遣する事を想定している。地域密着型で相談ができるように拠点を 3 か所作り、そこから派遣する体制。事業所部会で賛同した事業所や、社会福祉協議会の職員、ボランティアを巻き込んで、場所や人員を提供してもらう。
- ・案はできているが、予算が取れていない。市財政に対し、運営にかかる経費を要求したが、予算確保が実現していない。この旨を全体会で報告し、新年度においても、予算要求中。
- ・積算：現在委託している事業所をベースに積算した。

### ○当事者部会（平成 22 年度重点課題）

- ・精神の地域活動支援センターが活動の場を提供していたが、利用している当事者から、「自分も地域に貢献したい」との声があり、ピアカウンセラーの研修を受けようという話から、当事者部会を立ち上げるというアイデアが生まれた。
- ・当事者部会の目的は、陳情の場・意見を吸い上げる場というよりは、当事者自身が地域に出来ることを一緒に考え、他の当事者を巻き込む際の核になってもらいたいという狙いがある。委員には募集の時点で、当事者部会の目的を伝えている。
- ・ケア部会と並列の位置づけで設置予定である。現在、一般公募から 25 名、当事者団体から 4 名を募集している。

### ○事業所部会の効果

- ・事業所部会自体に自立性が出てきている。作業所の工賃が上がらない事が課題としてあがり、各事業所が連携して、商工会の役員会に市と事業所部会の役員が出向くなどして、市内への宣伝をした。事業所部会がイベントを主催したいという要望があり、役所で共同販売会をおこなった。

## ○自立支援協議会だより

- ・年3回、回覧板で回している。相談支援専門員が担当して作成している。平成22年からの取り組みのため、効果は継続してみないとわからないが、読者の感想により、書式を改善するなど、市民の反応がある。

### 【自立支援協議会と障害福祉計画】

- 障害福祉計画が理念目標で、具体的な達成目標が自立支援協議会の報告書となっている。
- 自立支援協議会の委員と福祉計画の委員を一緒にした。福祉計画を作成するのは、自立支援協議会委員が適任と考えるが、評価する所と、作成する所が同じことが問題であり、来年度は検討中である。
- 障害福祉計画を作成する際は、地域自立支援協議会に意見を求めることが、前提であると考えている。自立支援協議会で検討された内容は、行政が考えただけではなく、市民からの実際の声から挙げたニーズのため、実現する為の予算交渉の根拠としては非常に強い。また、次回の法改正で、自立支援協議会が法的に位置づけられるので、予算の交渉をする際の強みになる。

# 障害者総合支援法

## （市町村障害福祉計画）

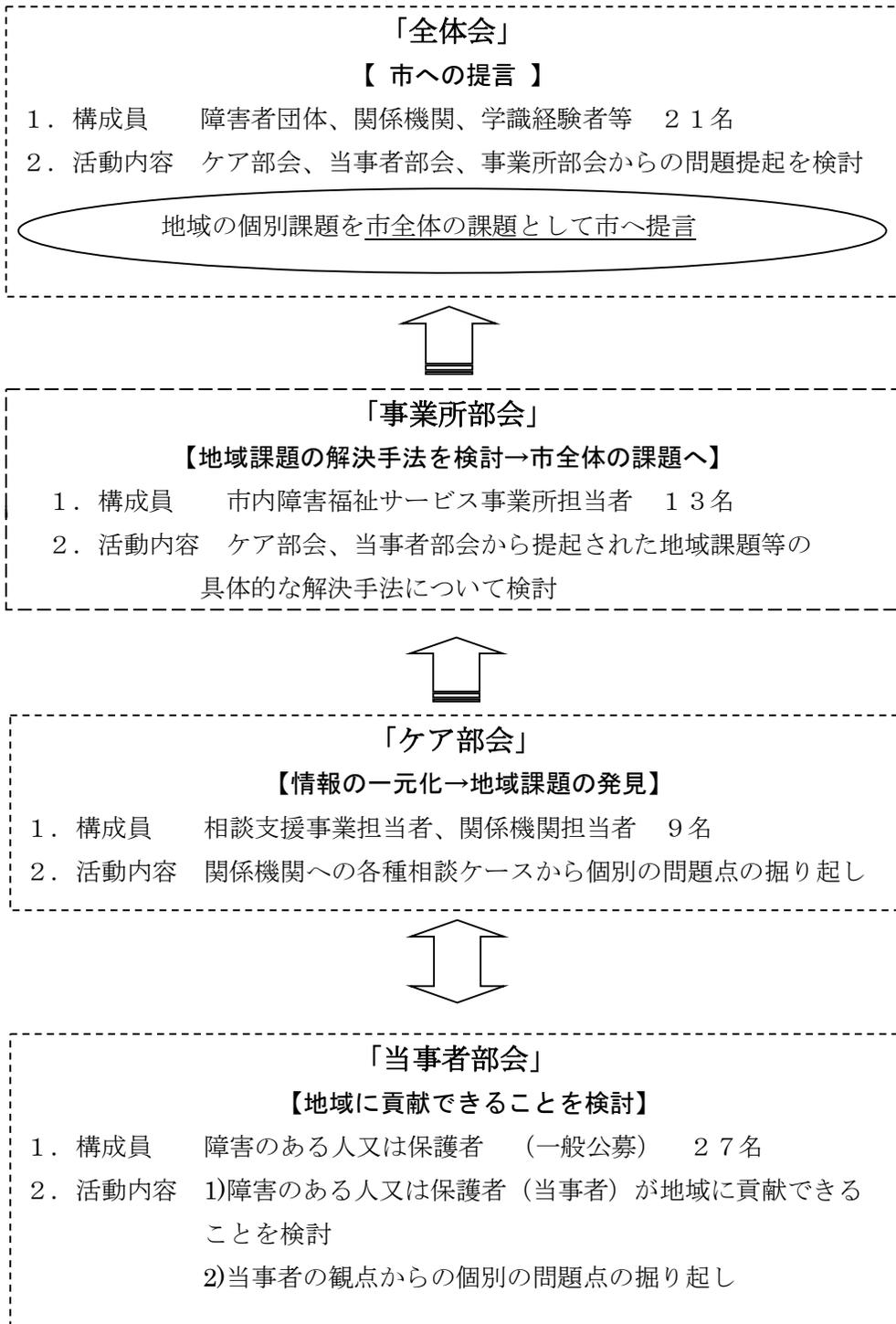
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

<略>

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

<略>

【組織図】



【「障がい者地域自立支援協議会だより」（石狩郡当別町）】

N市の「提言に対する進捗状況についての報告書」には、重点課題が整理されたうえで、進捗状況が記載されていました。これは、『障害福祉計画』の内容とも連動しています。結果、協議会と『障害福祉計画』双方の進捗確認を確実にしながら、『自立支援協議会だより』を発行して、広くまちの人に協議会を知ってもらっています。

当別町でも『障がい者地域自立支援協議会だより』を平成23年度は6回発行して、協議会の周知に一役かっています。

しょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかい  
**障がい者地域自立支援協議会だより**  
 へいせい ねんど だい かい ぜんたいかい  
**平成23年度 第4回 全体会**

・開催日時等

開催日時：平成23年12月21日（水）18：00～19：45

会場：当別町総合保健福祉センター仲とろ 多目的ホール

出席者：18団体23名出席

・協議事項 「障がい者福祉基本計画に意見を反映させよう！」

平成23年12月22日（火）に開催された当別町障がい福祉基本計画作成委員会では、今まで協議会で出された意見やアンケート、ヒアリングをもとに計画の理念と基本方針について協議され、障がいサービス係より参加者のみなさんに内容の報告がありました。

**○次期障がい福祉基本計画策定について（委員会内容報告）**

【理念】

1. 障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます。
2. みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。
3. 地域の支障力を高めます。

【基本方針】

- 方針1 地域で支えます。
- 方針2 障がいをもつ方の自立した地域生活を支えます。
- 方針3 働くことを支えます。
- 方針4 発達を支えます。
- 方針5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します。

それぞれの基本方針には、「障がい理解」「相談体制の充実」「情報提供体制の充実」「当別町の特性を活かした働く場の創出」「障がい児教育の充実」「権利擁護事業や成年後見制度等の周知活動の充実」など、協議会で出された意見をもとに施策があげられています。



※ 当別町では、障害者基本法に定める計画「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に定める計画「障がい福祉計画」をあわせて「当別町障がい福祉基本計画」としています。

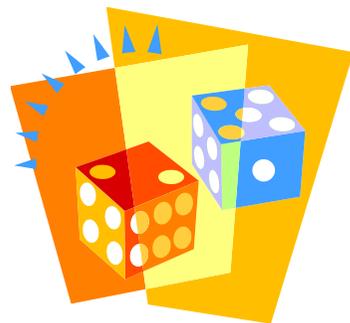
## おわりに～あらためて協議会とは

ここまでの実際の事例を含めて協議会を考えてみると、標準的な協議会の組織のところで説明した組織の内容や構成員と、事例の組織の内容や構成員があっていません。C市や札幌市の地域部会という部会が定例会や全体会の目的や内容を行っていたり、N市のケア部会が運営会議の構成員に近かったりしています。

協議会について混乱しやすいポイントとして「新しい文化」であることも1つですが、協議会の組織の名称がまちによって違う意味を持っていることが多々あることも混乱を招いているかもしれません。行政担当者、相談支援事業者等が、協議会の目的、役割を共有しておくことが大切です。協議会が本来行うべきは、①「個別のニーズから地域課題の抽出」から②「地域の支援体制整備」と協議会が活性化していくための条件（仕掛け）づくりです。そのためであれば、協議会の中の組織名称と内容、役割が違っていても上手くいくということです。

協議会をサイコロに見立てた図が「協議会の6つの機能」のところにありました。そして、転がるサイコロの中に協議会の組織がありました。協議会のその時々をサイコロが見せる面と捉えた時に、サイコロの転がりに合わせて、協議会が本来の役割を実行していくために必要な「協議会の組織」を柔軟につくり変えていくことで、そこに「地域力UPのための仕掛け」としての協議会が見えてくるはずで

す。協議会は、山間離島地域から政令都市まで、そこにあるヒト、モノなど様々な資源を活用した筋立てを考えます。問題を解決するために動いてくれる人々をどれだけ集められるかが勝負です。



- 「新しい文化」
- 協議会のルール
  - 協議会の約束

制度上の位置付け  
「障害者総合支援法」  
第八十九条の三

### 相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の6つの機能」を発揮しながら、  
その時々状況にあわせて柔軟に変化していく  
「協議会の組織」

- 「個別のニーズから地域課題の抽出」 例えば事例その1
- 「地域課題の整理と分析」 例えば事例その2
- 「地域の支援体制の整備」 例えば事例その3

『障害福祉計画』との連動

**役割**のために**条件**が必要となる。

ここまで協議会について確認したかったことを、上の図を使って整理してみます。協議会は、『障害福祉計画』との連動を念頭に、まず「個別のニーズから地域課題の抽出」を（例えば事例その1のように）行い、次に「地域課題の整理と分析」を（例えば事例その2のように）行い、そして「地域の支援体制の整備」を（例えば事例その3のように）まちの規模にもよりますが、課題ごとに複数同時進行あるいは繰り返し行っていきます。その時、「協議会の6つの機能」が発揮されながら、その時々状況にあわせて「協議会の組織」を柔軟に変化させながら協議会を活性化させていきます。この協議会の大前提として、制度上の位置付けはもちろんのこと、協議会の場に「一方的な要望や陳情、バトルを持ち込まない」などのルールと、行政も民間も協議会の場では、「自分も相手も尊重」しながら、協議会に参加する1人ひとりの「構成員として対等」で、話し合いの内容については「守秘義務」が守られ、この環境の中で、今までになかった「新しいものを生み出していくための柔軟性と創造（想像）性」を発揮しあえるなどの約束をみんなで共有していきます。

協議会の役割と同時に、役割を実行するための条件を整えていくことがとても大切になります。

## おまけ～それでも協議会が上手くいかないと思ったら

# (取扱説明書風)



- Q 協議会の目的が分からない  
(A 「障害者等への支援の体制の整備を図る」) ⇒P 4～5
- Q 協議会の役割が分からない  
(A 「個別のニーズから地域課題の抽出」から  
「地域の支援体制の整備」) ⇒P 4～5
- Q なす術がないと一人であきらめている  
(A 上手くいかなかったらみんなで考える) ⇒P 6～7  
(A 初期の段階では成果の出やすいものから取り組む) ⇒P 14～15
- Q 対立構造がある  
(A 協議会の場では誰もが、尊重される対等な関係で) ⇒P 6～7
- Q 協議会が周知されていない  
(A 守秘を意識しながら案内や報告の仕方を工夫する)  
⇒P 6～7・37・39
- Q 利用者ニーズ中心じゃない  
(A 個別の相談支援活動からの吸い上げを意識する!)  
⇒P 8～10・19～22
- Q 協議会の機能を6つも同時に実行できない  
(A 実行すべきは機能ではなく役割) ⇒P 11～16
- Q 協議会の組織をどのように構成すれば良いかが分からない  
(A 役割実行のための組織は必要に応じてできたり、  
無くなったり、くっついたり、わかれたり) ⇒P 17～18
- Q 協議会が活性化しない  
(A 協議会の役割が実行されるための仕組みと構成員を再検討する)  
⇒P 25～30
- Q 地域課題解決に必要な市町村のルールを変えたり、  
予算確保ができない  
(A 重点課題の設定や、障害福祉計画との連動・進捗確認が必要)  
⇒P 33～38



◇引用・参考文献◇

協議会に関して、次のような調査研究等の成果物が出版されています。ここでは、特に①④を参考にし、「事例その1」から「事例その3」については④を引用しています。

- ①「自立支援協議会の運営マニュアル」  
2008年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会
- ②「自立支援協議会の活性化に向けて～  
『アドバイザーとともにつくる、地域支援システム』」事例集」  
2009年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会
- ③「自立支援協議会のあり方を探る～都道府県自立支援協議会の機能と役割」  
2010年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会
- ④「地域自立支援協議会活性化のための事例集」  
2011年3月 北海道地域ケアマネジメントネットワーク
- ⑤「平成23年度相談支援従事者研修（専門研修）研修ノート」  
2011年11月 北海道地域ケアマネジメントネットワーク

～なまらわかりやすい～

自立支援協議会

平成24年8月発行

平成26年1月改定